

株式会社オンザページ

定 款

株式会社オンザページ 定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社オンザページと称し、英文ではON THE PAGE, Inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国内外の結婚式場、ホテル、レストランおよびそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介およびコンサルタント業
2. 披露宴、パーティー、会議、催事、イベントの設営およびそれらの企画、立案、運営、コンサルティング、斡旋、仲介、紹介ならびに配膳の請負
3. 賃貸別荘、ホテルその他宿泊施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング
4. 飲食店業
5. 公衆浴場、温泉浴場施設、スパおよびサウナ風呂の経営
6. 展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営
7. 駐車場の経営
8. ケータリングサービス業
9. 酒類、食料品、タバコおよび塩の輸出入、卸、販売および販売仲介
10. 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介
11. 貸衣裳業
12. 被服の製造販売および卸
13. 衣裳の修繕およびクリーニング業
14. 写真、ビデオ等の映像物の制作および販売
15. 各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案
16. 広告、宣伝に関する企画および制作ならびに広告代理業
17. 家具、インテリア用品、エクステリア用品、貴金属、宝石、アクセサリーの製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸
18. 生花、観葉植物類、衣料品、衣料用繊維製品、衣料用革製品、服飾雑貨、日用雑貨品の製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸
19. 理容店および美容室の経営
20. ビューティーサロン、リラクゼーションサロン、マッサージサロン、ネイルサロンおよびエステティックサロンの経営ならびにコンサルティング
21. 旅行業法に基づく旅行業
22. 旅行業法に基づく旅行サービス手配業、旅行斡旋

23. 旅行業法に基づく旅行業者代理業
24. 労働者派遣事業
25. 有料職業紹介事業
26. 企業の採用活動支援に係るコンサルタント業
27. 経営コンサルティング業およびコンピューターシステムのコンサルティング業
28. CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売仲介
29. デザインの企画および制作
30. マーケティングプロモーションの企画、および制作
31. 出版物の企画、発行および販売
32. コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売
33. インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売
34. インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託
35. コンピューターグラフィックの企画、制作
36. コンピューターシステム、ソフトウェアおよび携帯端末アプリケーションの企画、開発、設計、製作および保守
37. 電子商取引および通信販売業
38. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
39. 映写音響機器の賃貸および売買
40. 木材、建築用材の製造、輸出入、仕入および販売
41. 土地、建物、設備、その他不動産等の売買、賃貸借、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業
42. 電気通信事業法による通信事業者の代理店業
43. 電気通信機械器具の販売、賃貸、輸出入、設置工事およびメンテナンス業
44. 建築工事、土木工事、舗装工事、造園工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事等の請負、調査、企画、評価、施工、設計、工事監理、コンサルティング、仲介および斡旋
45. 土砂採取業
46. 損害保険および少額短期保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務
47. 当会社の業務に関連する教育研修事業
48. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務所取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式、単元未満株式及び新株予約権等に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に定める代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第18条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に定める代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第37条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第41条（剰余金の配当等）

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

2. 当社は、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
4. 未払配当財産には利息を付さないものとする。
5. 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める。

附 則

第1条（監査役の責任限定に関する経過措置）

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、監査等委員会設置会社移行前の定款第42条第2項の定めるところによる。

履 歴

制定・施行日 2016年8月1日

改定日 2016年10月14日

改定日 2017年6月30日

改定日 2018年3月29日

改定日 2019年1月1日

改定日 2020年9月15日

改定日 2022年8月12日

改定日 2023年4月14日

改定日 2023年5月25日

改定日 2026年4月1日